

令和2年6月11日
教 育 部

新型コロナウイルス感染症に伴う就学援助費等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に関する国の通知等に基づき、令和2年度の就学援助費及び就学奨励費について以下のとおり取扱うこととする。

1 家計急変した世帯への就学援助費の対応

家計急変した世帯については、今年の収入見込み額等により審査を行うため、別途、申請期間を設ける。

【申請期間】令和2年7月1日から8月31日まで（認定適用日は4月1日）

【認定方法】令和2年中の収入見込み額等が認定基準を下回る世帯

【添付書類】離職・失業の証明書類等／申請日までの令和2年中の収入書類

2 学校休業中の学校給食費相当額の支給

学校休業中の学校給食費相当額（令和2年4・5月分）の支給を実施する。

【対象世帯】就学援助費準要保護世帯

就学奨励費認定世帯

【支 給 額】1食あたりの単価×給食を実施予定であった日数